

長崎県農林部 週休2日工事 試行要領 正誤表

項目	修正前	修正後
試行要領		ページの記載
P3	<p>5. 積算における措置 (1) 週休2日の工事費補正</p>	<p>1) 週休2日試行対象工事については、当初設計において以下の2)および3)により、「4週8休___」の補正を行い発注する。</p>
P5	<p>9. その他</p> <p>(特記仕様書記載例) 第3章 施工条件明示 第1節 1. 工程関係</p>	<p>2) ___下請業者に対しては、協力をを依頼する。</p> <p>2) 元請業者は、下請業者に対して当該工事で週休2日に取組むことについて協力を依頼する。</p>
	<p>・ 週休2日工事における現場閉所の実施 本工事は……。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無および実施する週休2日のパターンについて___、施工計画書の提出前までに……</p> <p>なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1)から7)によるものとする。</p> <p>_____</p> <p>ただし、実施しない場合においても4週5休以上の……</p>	<p>・ 週休2日工事における現場閉所の実施 本工事は……。受注者は実施の有無および実施する週休2日のパターンについて選択のうえ、施工計画書の提出前までに……</p> <p>なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1)から7)によるものとする。</p> <p>また、実施しない場合は、以下の5)によるものとする。</p> <p>ただし、実施しない場合においても4週5休以上の……</p>
P6	<p>6) 対象期間中、工事現場に___工事であることを現場に看板等により掲示すること。</p>	<p>6) 対象期間中、工事現場に週休2日試行工事であることを看板等により掲示すること。</p>
アンケート（会社用）		
	冒頭	<p>長崎県農林部では……。つきましては、施行工事を実施して頂きました元請・下請受注者さまのご意見を参考にしながら、今後の本格実施に向けた検討を行っていきこととしております。</p> <p>また、今回から取り組めなかった原因についても掘り下げて検討を進めたいと考えていますので、……</p>
	Q6	<p>① 工程的に厳しく、週休2_に取り組む余裕が無かった</p>
	Q9	<p>② 割増なしでの清算たった。</p>

青色：削除 赤色：追加

長崎県農林部 週休2日工事 試行要領 正誤表

項目		修正前	修正後
	Q11	④ その他(不足した <u> </u> 感じる割合(契約工期に対する不足したと 感じる割合 <u> </u>)をお書き下さい)	④ その他(不足した <u>と</u> 感じる割合(契約工期に対する不足したと 感じる割合 <u> </u>)をお書き下さい)
	Q14		削除。 『Q7と同様であるため。』
	Q15 Q16	<u>Q15</u> <u>Q16</u>	<u>Q14</u> <u>Q15</u>
アンケート(主任技術者用)			
	タイトル	[元請 <u> </u> ・下請 技術者用]	[元請 <u>又は</u> 下請 技術者用]
	冒頭	長崎県農林部では……。 また、 <u>今回から</u> 取り組めなかった原因についても掘り下げて検討 <u>進めたい</u> と考えていますので、……	長崎県農林部では……。 また、取り組めなかった原因についても掘り下げて検討 <u>を</u> 進 めたいと考えていますので、……
	Q8	① 工程的に厳しく、週休2 <u> </u> に取り組む余裕が無かった	① 工程的に厳しく、週休2 <u>日</u> に取り組む余裕が無かった
	Q9	<u>② 年間を通じた受注機会(発注時期の平準化)</u>	削除。
		<u>③ 休日補償分の工事費アップ</u>	<u>② 休日補償分の支給</u>
		<u>⑦ 業界全体の意識改革</u>	<u>⑥ 会社の意識改革</u>
			○数字については、修正前の②を削除したことにより、修正前 の③以降それぞれ修正する。
Q19		削除。 『Q9と同様であるため。』	
Q20	<u>Q20</u>	<u>Q19</u>	
アンケート(作業員用)			
		長崎県農林部では……。 また、 <u>今回から</u> 取り組めなかった原因についても掘り下げて検討 <u>進めたい</u> と考えていますので、 <u>長崎県農林部では、建設 工事における職場環境の改善の取り組みとして、R2年度発注工 事から「週休2日試行工事(以下、試行工事)」を実施してしま す。</u> 工事の全工事を対象にアンケートを実施します。	長崎県農林部では……。 また、取り組めなかった原因についても掘り下げて検討 <u>を</u> 進め たいと考えていますので、 <u>試行</u> 工事の全工事を対象にアンケート を実施します。

青色：削除 赤色：追加

長崎県 農林部 週休2日工事 試行要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みの一環として休日を確保できる環境の整備を一層推進する観点から、本要領に基づき「週休2日」を試行するものである。

2. 対象工事

試行対象工事は、令和2年10月1日以降 長崎県農林部が起工する工事とする。ただし、以下の工事は除く。

- ① 災害復旧工事など緊急を要する工事
- ② 供用を控えている等、工期に制約がある工事。
- ③ 小規模工事、工場製作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事。

3. 用語の定義

(1) 週休2日

1) 週休2日とは、4週8休以上を基本とするが、本要領では4週6休以上の休日を確保し、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が以下の水準に達する状態をいう。休日は現場閉所とする。なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。

- ① 4週8休以上
 - ・ 現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
- ② 4週7休以上4週8休未満
 - ・ 現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合
- ③ 4週6休以上4週7休未満
 - ・ 現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

2) 元請技術者が休みとは、試行対象工事の元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者）においても休暇の状況をいう。

3) 原則、労働基準法第35条第1項を遵守すること。

(休日)
第三十五条
1 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。
2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を与える使用者については適用しない。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間を対象とする。ただし、以下に該当する期間は含まない。

- ① 年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）
- ② 工場製作のみを実施している期間

③ 工事全体を一時中止している期間

(3) 現場閉所

現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合、および以下の作業など、受注者の責によらないと判断できる場合において、休日に作業を行った時は休日として取り扱うものとする。

① 発注者が、作業または現場パトロール、現場見学会等を要請した場合。

② 現場内にて災害または第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合。

③ 周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合。

4. 試行方法

(1) 発注方法

1) 試行対象工事は「受注者希望型」として発注する。

「受注者希望型」とは、発注者が週休2日試行対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日を実施するか否かを判断し、発注者と協議を行い実施の有無を決定するものである。

2) 発注者は、当初設計より週休2日試行対象工事として工事費算出を行い、試行対象工事であることを設計図書（特記仕様書第3章施工条件明示第1節1. 工程関係）に明示する。

3) 入札方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）および指名競争入札とする。

(2) 受注者による意思表示

1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出前までに週休2日試行工事の実施の意向について、「工事打合せ簿」で監督職員に協議するものとする。また、「工事打合せ簿」の記載にあたり、週休2日を実施する場合は、『4週8休』『4週7休』『4週6休』のいずれのパターンで実施するか明記するものとする。

2) 受注者は、週休2日を実施する場合は、上記「3. 用語の定義」の記載事項を反映させた週休2日の取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出することとする。

3) 受注者は、契約後、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

4) 看板による標示

受注者は、対象期間中、「週休2日試行工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。

(3) 計画の変更

受注者は、不測の事態等により予定工程（週休計画）に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行う。ただし、「3. 用語の定義」に記載の作業など、受注者の責によらないと判断できる作業を土日等に行った場合は、休日として取り扱うものとする。

(4) 実施報告

1) 毎月

受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。

2) 工事完成時

受注者は、実施工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。

(5) 発注者の確認等

1) 発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。

2) 施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。

(6) 実施上の留意点

1) 受注者は、週休2日試行工事の実施にあたり、目的に鑑み日々の残業が大幅に増えないように取組むこととする。

2) 発注者は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

5. 積算における措置

(1) 週休2日の工事費補正

1) 週休2日試行対象工事については、当初設計において以下の2) および3) により、「4週8休以上」の補正を行い発注する。

2) 週休2日補正係数

週休2日に取組む工事については、対象期間中の現場閉鎖状況に応じて、それぞれの経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

ただし、労務費の補正については、市場単価は対象外とする。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25.0%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25.0%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費 (率分)	1.06	1.04	1.03

3) 補正方法

- ・ 労務費 = 労務費（市場単価は除く）×週休2日補正係数
- ・ 機械経費（賃料）= 機械経費（賃料）×週休2日補正係数
- ・ 共通仮設費（率分）= 対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数

- ・ 現場管理費（率分）＝ 対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

4) 受注者は当初契約後、4の(2)の1)により週休2日実施の有無、実施する場合のパターン（「4週6休」など）を選択する。（以下、「選択パターン」という。）

5) 週休2日を実施する場合は、竣工時において現場閉所の達成状況を確認する。（以下、「達成パターン」という。）

確認した結果に応じて以下により変更契約を行う。

- ① 達成パターンが選択パターンを満たす場合は、選択パターンの補正に応じた変更契約を行う。（選択パターンが「4週8休」の場合を除く。）
- ② 達成パターンが選択パターンを満たさない場合は、達成パターンの補正に応じた変更契約を行う。
- ③ 4週6休以上が未達成の場合、および受注者が週休2日を選択しなかった場合は、週休2日の補正を減じた変更契約を行う。

6. 工事成績評定の取扱い

(1) 評価項目と評価方法

1) 考査項目：施工状況－工程管理

週休2日（4週8休以上）が実施された場合は、工事成績評定の主任監督員の考査項目別運用表「施工状況－工程管理」の項目〔「休日の確保」「その他（週休2日を実施）」〕にて評価を行う。

2) 考査項目：法令遵守等

現場閉所の達成状況に合わせ、工事成績評定調書「法令遵守等」において、その実施割合に応じた加点を下表により行う。

- ① 達成パターンが選択パターンを満たす場合は、選択パターンに応じた加点とする。
- ② 達成パターンが選択パターンを満たさない場合は、達成パターンに応じた加点とする。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週6休未満
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満	21.4% (6日/28日) 未満
加点数	+3	+2	+1	0

3) 週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（4週6休以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。

※ 工事成績評価は評定点合計で100点を超えないものとする。

※ 優秀工事の評価においては、本加点数は考慮しないものとする。

7. アンケートの実施

受注者は、試行対象工事完了後、「週休2日」の実施の有無にかかわらず実態調査（アンケート）に協力するものとする。

8. 実施証明書

週休2日を実施し、4週6休以上の現場閉所を達成した場合は、工事成績評定通知と合わせて週休2日実施証明書を発行する。

証明書の様式は、別添1のとおり。

9. その他

- 1) 週休2日工事拡大に向けた措置として、週休2日を実施しない場合においても、少なくとも4週5休以上を確保するものとする。ただし、受注者の責において4週5休以上が実施できなかった場合であっても、当面は減点評価を行わない。
- 2) 元請業者は、下請業者に対しては、当該工事で週休2日に取組むことについて協力を依頼する。

(特記仕様書記載例)

第3章 施工条件明示

第1節

1. 工程関係

- ・ 週休2日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日工事の対象であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無および実施する週休2日のパターンについて選択のうえ、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1)から7)によるものとする。

また、実施しない場合は、以下の5)によるものとする。

ただし、実施しない場合においても4週5休以上の休日は確保することとし、現場閉所率は、17.8%（5日/28日）以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

- 1) 週休2日は4週8休以上を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとする。
- 2) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。

- 3) 元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。
- 4) 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。
- 5) 4週8休以上が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせて、変更契約を行うものとする。また、4週6休未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合、4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費 (率分)	1.06	1.04	1.03

- 6) 対象期間中、工事現場に「週休2日試行」工事であることを現場に看板等により掲示すること。
- 7) 工事完了後、「週休2日」の実施の有無にかかわらず実態調査(アンケート)に協力すること。

週休2日 試行工事 実施調査アンケート(2020)

〔元請又は下請 **会社用**〕

長崎県農林部では、建設工事における職場環境の改善の取り組みとして、R2年度発注工事から「週休2日試行工事(以下、試行工事)」を実施しております。
つきましては、**施**試行工事を実施して頂きました元請・下請受注者さまのご意見を参考にしながら、今後の本格実施に向けた検討を行っていくこととしております。
また、**今**回から取り組みなかった原因についても掘り下げて検討を進めたいと考えていますので、試行工事の全工事を対象にアンケートを実施します。
大変申し訳ございませんが、以下のアンケートについて率直なご意見をお伺いしたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

◆回答方法は、各質問の回答番号を、回答欄へご記入願います。

Q 1 : 工事名をご記入ください。

回答欄

--

Q 2 : 会社の元請・下請の区別をご記入ください。

- ① 元請
- ② 一次下請
- ③ 二次下請
- ④ 三次下請以降

回答欄

Q 3 : 契約金額をお教え下さい。

- ① 3500万円以上
- ② 1000万円～3500万円
- ③ 500万円～1000万円
- ④ 200万円～500万円
- ⑤ 200万円以下

Q 4 : 会社の現在の勤務形態をご記入ください。

- ① 完全週休2日(土日祝祭日)
- ② 4週8休
- ③ 4週6休
- ④ 4週4休
- ⑤ その他(変則労働時間制等)

回答欄

--

Q 5 : 今回の試行工事での週休2日達成度をお教え下さい。

- ① 完全週休2日(土日祝祭日)を達成
- ② 4週8休を達成
- ③ 4週7休を達成
- ④ 4週6休を達成
- ⑤ 達成できなかった
- ⑥ 取り組みなかった →Q6・Q7へお進み下さい【Q7で終了です】

回答欄

Q 6 : 今回の試行工事で週休2日に取り組めなかった理由についてお教え下さい。(複数回答可)

- ① 工程的に厳しく、週休2日に取り組む余裕が無かった
- ② 受注工事に不確定要素(用地解決時期、工法決定等)が多く取り組めなかった
- ③ 経費に不安(予算不足等)があり取り組めなかった
- ④ 会社自体週休2日に取り組んでいないため取り組めなかった
- ⑤ 下請の経営者の理解が得られなかった。
- ⑥ 下請の技術者の理解が得られなかった。
- ⑦ 下請けの労務者の理解が得られなかった
- ⑧ 週休2日に取り組むより工事を早く終わらせて次の工事を受注したかった
- ⑨ その他

--

Q 7 : 「週休2日」を実施するために、必要なものはなんですか。(複数回答可)

- ① 余裕のある工期設定
- ② 年間を通じた受注機会(発注時期の平準化)
- ③ 休日補償分の工事費アップ
- ④ 工事発注の平準化
- ⑤ 必要性のアピール
- ⑥ 若者や女性へのアピール
- ⑦ 業界全体の意識改革
- ⑧ 会社の勤務形態の変更
- ⑨ 給与体系の変更(日給月給制から月給制への変更等)
- ⑩ ICT技術の活用
- ⑪ なにもない
- ⑫ その他

回答欄

--

Q 8 週休2日を試行して、経費的にどの部分に不足があったと感じていますか？

- ① 不足は無い
- ② 労務費
- ③ 機械経費
- ④ 共通仮設費
- ⑤ 現場管理費
- ⑥ 経費面でどの程度不足していると感じていますか？
(労務費が〇%割増でないと採算が合わない など)

--

Q 9 : 今回の週休2日試行工事で、元請より割増した労務費等を受け取りましたか？【下請けのみ】

- ① 割増した経費(労務費、機械経費等)で受け取った。
- ② 割増なしでの清算だった。
- ③ その他(費用や工期など拡充して欲しい項目があれば)

--

Q 10 : 会社にとって、どのような効果(メリット)がありましたか。(複数回答可)

回答欄

- ① 職場の環境改善になった
- ② 試行工事従事者の余暇活動の時間が増え好評だった。
- ③ 現場閉所に併せて、会社も休日として社員に好評だった
- ④ 工事周辺の住民に好評だった
- ⑤ 下請業者等に好評だった
- ⑥ 試行工事従事者のモチベーションが高まった
- ⑦ 現場閉所日に作業員を他の工事現場に従事でき、他の現場が進んだ
- ⑧ なにもない
- ⑨ その他

--

Q 11 : 今回の週休2日試行工事において、工期が不足していたと感じますか？

回答欄

- ① 今回の契約工期で十分であった。
- ② 1割程度不足したが、班編成の見直し、残業等でカバーした。
- ③ 2割程度不足したが、班編成の見直し、残業等でカバーした。
- ④ その他(不足したと感じる割合(契約工期に対する不足したと感じる割合)をお書き下さい)

--

Q 12 : 会社にとって、どのような影響(デメリット)がありましたか。(複数回答可)

回答欄

- ① 試行工事従事者(下請業者含む)から、休日補償を求められた
- ② 試行工事従事者(下請業者含む)への休日補償により支出が増えた
- ③ 現場事務所やリース機械等の経費が増え支出が増えた
- ④ 週休2日によって工事が遅れた
- ⑤ 工事が遅れたことにより支出が増えた
- ⑥ 工事工程が組みづらく、試行工事従事者(下請業者含む)から不満の声が出た
- ⑦ 他の工事従業者から勤務形態の違いに不満の声が出た
- ⑧ 工事が長引き、周辺住民から不満の声が出た
- ⑨ なにもない
- ⑩ その他

--

Q 13 : 「週休2日」を実施することにより、何が期待できますか。(複数回答可)

回答欄

- ① 若者が増える
- ② 女性が増える
- ③ 若い離職者が減る
- ④ 年配の離職者が減る
- ⑤ なにもない
- ⑥ その他

--

Q 14 : 「週休2日」を実施するために、必要なものはなんですか。(複数回答可)

- ① 余裕のある工期設定
- ② 休日補償分の工事費アップ
- ③ 工事発注の平準化
- ④ 必要性のアピール
- ⑤ 若者や女性へのアピール
- ⑥ 業界全体の意識改革
- ⑦ 会社の勤務形態の変更
- ⑧ 給与体系の変更(日給月給制から月給制への変更等)
- ⑨ ICT技術の活用
- ⑩ なにもない
- ⑪ その他

Q 7と同様であるため

回答欄

15

Q 14 : 働きやすさ改革(週休2日等)を進めるためには作業員の日給月給制から月給制雇用へ
の見直しが必要と感じています。会社としてどの様に考えていますか？

- ① 月給制への雇用を検討している。
- ② 月給制作業員の雇用に対して経費の保証があれば検討する。
- ③ 作業員等が月給制を望めば検討する。
- ④ 日給月給制から月給制雇用への見直しは考えていない。
- ⑤ その他

回答欄

16

Q 15 : 「週休2日」の本格実施の時期について、会社としてどう考えますか。

- ① すぐにでも実施して欲しい
- ② 国や他県の状況を見ながら実施して欲しい
- ③ 会社としての体制を整えてから実施して欲しい
- ④ 業界全体の体制が整ってから実施して欲しい
- ⑤ 時期尚早
- ⑥ 当分しなくても良い
- ⑦ その他

回答欄

◆ アンケートへのご協力ありがとうございました。 ◆

週休2日試行工事 実施調査アンケート(2020)

〔元請又は下請 技術者用〕

長崎県農林部では、建設工事における職場環境の改善の取り組みとして、R2年度発注工事から「週休2日試行工事（以下、試行工事）」を実施しております。
つきましては、試行工事を実施して頂きました元請・下請受注者さまのご意見を参考にしながら、今後の本格実施に向けた検討を行っていくこととしております。
また、今回から取り組めなかった原因についても掘り下げて検討を進めたいと考えていますので、試行工事の全工事を対象にアンケートを実施します。
大変申し訳ございませんが、以下のアンケートについて率直なご意見をお伺いしたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

◆回答方法は、各質問の回答番号を、回答欄へご記入願います。

Q 1 : 工事名をご記入ください。

回答欄

Q 2 : 会社の元請・下請の区別をご記入ください。

- ① 元請
- ② 一次下請
- ③ 二次下請
- ④ 三次下請以降

回答欄

Q 3 : 契約金額をお教え下さい。

- ① 3500万円以上
- ② 1000万円～3500万円
- ③ 500万円～1000万円
- ④ 200万円～500万円
- ⑤ 200万円以下

Q 4 : 性別をご記入ください

- ① 男性
- ② 女性

回答欄

Q 5 : 年齢をご記入ください

- ① 10代
- ② 20代
- ③ 30代
- ④ 40代
- ⑤ 50代
- ⑥ 60代
- ⑦ 70代以上

回答欄

Q 6 : 給与体系をご記入ください。

- ① 完全月給制
- ② 日給月給制
- ③ 日払い制
- ④ その他

回答欄

Q 7 : 今回の試行工事での週休2日達成度をお教え下さい

- ① 完全週休2日(土日祝祭日)を達成
- ② 4週8休を達成
- ③ 4週7休を達成
- ④ 4週6休を達成
- ⑤ 達成できなかった
- ⑥ 取り組めなかった →Q8・Q9へお進み下さい【Q9で終了です】

回答欄

Q 8 : 今回の試行工事で週休2日に取り組めなかった理由についてお教え下さい。(複数回答可)

- ① 工程的に厳しく、週休2日に取り組む余裕が無かった
- ② 受注工事に不確定要素(用地解決時期、工法決定等)が多く取り組めなかった
- ③ 経費に不安(予算不足等)があり取り組めなかった
- ④ 会社自体週休2日に取り組んでいないため取り組めなかった
- ⑤ 下請の経営者の理解が得られなかった。
- ⑥ 下請の技術者の理解が得られなかった。
- ⑦ 下請けの労務者の理解が得られなかった
- ⑧ 週休2日に取り組むより工事を早く終わらせて次の工事を受注したかった
- ⑨ その他

Q 9 : 「週休2日」を実施するために、必要なものはなんですか。(複数回答可)

- ① 余裕のある工期設定
- ~~②~~ 一年間を通じた受注機会(発注時期の平準化)
- ~~③~~ ② 休日補償分の工事費アップ 休日補償分の支給
- ~~④~~ ③ 工事発注の平準化
- ~~⑤~~ ④ 必要性のアピール
- ~~⑥~~ ⑤ 若者や女性へのアピール
- ~~⑦~~ ⑥ 業界全体の意識改革 会社の意識改革
- ~~⑧~~ ⑦ 会社の勤務形態の変更
- ~~⑨~~ ⑧ 給与体系の変更(日給月給制から月給制への変更等)
- ~~⑩~~ ⑨ ICT技術の活用
- ~~⑪~~ ⑩ なにもない
- ~~⑫~~ ⑪ その他

回答欄

Q 10 : 週休2日を試行して、経費的にどの部分に不足があったと感じていますか？

- ① 不足は無い
- ② 労務費
- ③ 機械経費
- ④ 共通仮設費
- ⑤ 現場管理費
- ⑥ 経費面でどの程度不足していると感じていますか？(労務費が〇%割増でないと採算が合わない)

--

Q 11 : 今回の週休2日試行工事実施で、元請より割増した労務費等を受け取りましたか？【下請けのみ】

- ① 最終的に割増した経費(労務費、機械経費等)で受け取った。
- ② 当初契約どおり(割増なし)での清算だった。
- ③ その他(費用や工期など拡充して欲しい項目があれば)

--

Q 12 : 「週休2日」に対応するために、どのようなことをしましたか。(複数回答可)

- ① 早出や残業により、日当たり施工量を増やした
- ② 人員配置を見直しや増員により、日当たり施工量を増やした
- ③ 機械化を進め、作業効率を上げた
- ④ 作業手順を見直して、作業効率を上げた
- ⑤ 工期を伸ばした
- ⑥ 試行工事従事者(下請業者含む)に休日補償を支払った
- ⑦ 特に何もしていない、通常体制
- ⑧ その他

回答欄

--

Q 13 : 今回の試行工事において、工期設定についてご記入ください。

- ① 十分な工期設定であった
- ② 丁度良い工期設定であった
- ③ 工期設定が週休2日行った分だけ短かった
- ④ もともと工期設定が短い
- ⑤ その他

回答欄

--

Q 14 : 会社の現在の勤務形態をご記入ください。

- ① 完全週休2日(土日祝祭日)
- ② 4週8休
- ③ 4週6休
- ④ 4週4休
- ⑤ その他(変速労働時間制等)

回答欄

Q 15 : 今回の試行工事において、現場閉所日の勤務形態の取り扱いについてご記入ください。

- ① 会社の現勤務形態で対応
- ② 会社が定めた年次休暇(有給休暇)
- ③ 会社が定めた特別休暇(有給休暇)
- ④ 現場閉所日は他の工事現場に従事
- ⑤ 無給休暇
- ⑥ その他

回答欄

Q 16 : どのような効果(メリット)がありましたか。(複数回答可)

- ① 職場の環境改善になった
- ② 家族との時間が増えた
- ③ 趣味等の自分の時間が持てた
- ④ 体を休めることが出来た
- ⑤ 宿泊旅行に行けた
- ⑥ 生活の計画がたてやすい
- ⑦ 病院等に行けた
- ⑧ 試行工事従事者(下請業者含む)から好評だった
- ⑨ 他の現場に従事でき、他の工事が進んだ
- ⑩ 工事周辺の住民に好評だった
- ⑪ なにもない
- ⑫ その他

回答欄

Q 17 : どのような影響(デメリット)がありましたか。(複数回答可)

- ① 収入が減った
- ② 収入のために働きたいのに働けない
- ③ 時間をもて余す
- ④ 休日でいらない支出が増えた
- ⑤ 現場が心配だけど見に行けない
- ⑥ 年次休暇が減ってしまう
- ⑦ 工事が遅れた
- ⑧ 試行工事従事者(下請業者含む)から、休日補償を求められた
- ⑨ 試行工事従事者(下請業者含む)への休日補償により支出が増えた
- ⑩ 工事工程が組みづらい
- ⑪ 工事工程等について、試行工事従事者(下請業者含む)から不満の声が出た
- ⑫ 他の工事従業者から勤務形態の違いに不満の声が出た
- ⑬ 工事が長引き、周辺住民から不満の声が出た
- ⑭ なにもない
- ⑮ その他

回答欄

--

Q 18 : 「週休2日」を実施することにより、何が期待できますか。(複数回答可)

- ① 若者が増える
- ② 女性が増える
- ③ 若い離職者が減る
- ④ 年配の離職者が減る
- ⑤ なにもない
- ⑥ その他

回答欄

--

Q 19 : 「週休2日」を実施するために、必要なものはなんですか。(複数回答可)

- ① 余裕のある工期設定
- ② 休日補償分の支給
- ③ 工事発注の平準化
- ④ 必要性のアピール
- ⑤ 若者や女性へのアピール
- ⑥ 業界全体の意識改革
- ⑦ 会社の意識改革
- ⑧ 会社の勤務形態の変更
- ⑨ 給与体系の変更(日給月給制から月給制への変更等)
- ⑩ ICT技術の活用
- ⑪ なにもない
- ⑫ その他

回答欄

Q 9と同様であるため

--

Q 20 : 「週休2日」の本格実施の時期について、どう考えますか。

19

- ① すぐにでも実施して欲しい
- ② 国や他県の状況を見ながら実施して欲しい
- ③ 会社としての体制を整えてから実施して欲しい
- ④ 業界全体の体制が整ってから実施して欲しい
- ⑤ 時期尚早
- ⑥ 当分しなくても良い
- ⑦ その他

--

回答欄

◆ アンケートへのご協力ありがとうございました。 ◆

週休2日試行工事 実施調査アンケート(2020)

〔元請又は下請 作業員用〕

長崎県農林部では、建設工事における職場環境の改善の取り組みとして、R2年度発注工事から「週休2日試行工事(以下、試行工事)」を実施しております。
つきましては、試行工事を実施して頂きました元請・下請受注者さまのご意見を参考にしながら、今後の本格実施に向けた検討を行っていくこととしております。
また、今回から取り組みなかった原因についても掘り下げて検討を進めたいと考えていますので、試行
長崎県農林部では、建設工事における職場環境の改善の取り組みとして、R2年度発注工事から「週休2日試行工事(以下、試行工事)」を実施しております。工事の全工事を対象にアンケートを実施します。
大変申し訳ございませんが、以下のアンケートについて率直なご意見をお伺いしたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

◆回答方法は、各質問の回答番号を、回答欄へご記入願います。

Q 1 : 工事名をご記入ください。

回答欄

--

Q 2 : 会社の元請・下請の区別をご記入ください。

- ① 元請
- ② 一次下請
- ③ 二次下請
- ④ 三次下請以降

回答欄

Q 3 : 性別をご記入ください

- ① 男性
- ② 女性

回答欄

Q 4 : 年齢をご記入ください

- ① 10代
- ② 20代
- ③ 30代
- ④ 40代
- ⑤ 50代
- ⑥ 60代
- ⑦ 70代以上

回答欄

Q 5 : 給与体系をご記入ください。

- ① 完全月給制
- ② 日給月給制
- ③ 日払い制
- ④ その他

回答欄

--

Q 6 今回の試行工事において、工期設定についてご記入ください。

- ① 十分な工期設定であった
- ② 丁度良い工期設定であった
- ③ 工期設定が週休2日行った分だけ短かった
- ④ もともと工期設定が短い
- ⑤ その他

回答欄

Q 7 : 会社の現在の勤務形態をご記入ください。

- ① 完全週休2日(土日祝祭日)
- ② 4週8休
- ③ 4週6休
- ④ 4週4休
- ⑤ その他(変則労働時間制等)

回答欄

Q 8 : 今回の試行工事において、現場閉所日の勤務形態の取り扱いについてご記入ください。

- ① 会社の現勤務形態で対応
- ② 会社が定めた年次休暇(有給休暇)
- ③ 会社が定めた特別休暇(有給休暇)
- ④ 現場閉所日は他の工事現場に従事
- ⑤ 無給休暇
- ⑥ その他

回答欄

Q 9 : どのような効果(メリット)がありましたか。(複数回答可)

- ① 職場の環境改善になった
- ② 家族との時間が増えた
- ③ 趣味等の自分の時間が持てた
- ④ 体を休めることが出来た
- ⑤ 宿泊旅行に行けた
- ⑥ 生活の計画がたてやすい
- ⑦ 病院等に行けた
- ⑧ 他の現場に従事でき、他の工事が進んだ
- ⑨ なにもない
- ⑩ その他

回答欄

Q 10 : どのような影響(デメリット)がありましたか。(複数回答可)

- ① 週休2日で休んだ分収入が減った
- ② 収入のために働きたいのに働けない
- ③ 時間をもて余す
- ④ 休日でいらない支出が増えた
- ⑤ 現場が心配だけど見に行けない
- ⑥ 年次休暇が減ってしまう
- ⑦ なにもない
- ⑧ その他

回答欄

Q 11 : 「週休2日」を実施することにより、何が期待できますか。(複数回答可)

- ① 若者が増える
- ② 女性が増える
- ③ 若い離職者が減る
- ④ 年配の離職者が減る
- ⑤ なにもない
- ⑥ その他

回答欄

Q 12 : 「週休2日」実現の課題として、作業員の日給月給制があると感じています。会社より月給制の雇用を提案されたらどうしますか？

- ① 月給制へ雇用変更する
- ② 給与面等比較し場合によっては月給制へ雇用変更する
- ③ 日給月給制を継続する
- ④ その他

回答欄

Q 13 : 「週休2日」を実施するために、必要なものはなんですか。(複数回答可)

- ① 余裕のある工期設定
- ② 休日補償分の支給
- ③ 工事発注の平準化
- ④ 必要性のアピール
- ⑤ 若者や女性へのアピール
- ⑥ 業界全体の意識改革
- ⑦ 会社の意識改革
- ⑧ 会社の勤務形態の変更
- ⑨ 給与体系の変更(日給月給制から月給制への変更等)
- ⑩ ICT技術の活用
- ⑪ その他

回答欄

Q 14 : 「週休2日」の本格実施の時期について、どう考えますか。

- ① すぐにでも実施して欲しい
- ② 国や他県の状況を見ながら実施して欲しい
- ③ 会社としての体制を整えてから実施して欲しい
- ④ 業界全体の体制が整ってから実施して欲しい
- ⑤ 時期尚早
- ⑥ 当分しなくても良い
- ⑦ その他

回答欄

--

◆ アンケートへのご協力ありがとうございました。 ◆